

3 農業収入の確定申告の場合

農業収入の確定申告の収支内訳書から、被扶養者の収入を計算する例です。

被扶養者の収入の計算方法は、収支内訳書（農業所得用）の経費の内、下の青枠「扶養認定上、必要と認められる経費」及び「農業収入の場合、特に認められる経費」の経費のみを控除し、得た金額を被扶養者の収入とします。

青枠の経費以外については、控除することが出来ないため、所得税法上の所得金額と被扶養者の収入が異なる場合があります。

「扶養認定上、必要と認められる経費」

①売上原価 ②※給料賃金 ③地代家賃 ④荷造運賃 ⑤水道光熱費 ⑥旅費交通費 ⑦通信費 ⑧修繕費 ⑨消耗品費

「農業収入の場合、特に認められる経費」

①※雇人費 ②小作料・賃借料 ③種苗費 ④素畜費 ⑤肥料費 ⑥飼料費 ⑦農具費 ⑧農薬衛生費 ⑨諸材料費 ⑩動力光熱費 ⑪作業用衣料費 ⑫荷造運賃手数料 ⑬土地改良費 ⑭ライスセンター使用料 ⑮水利費

※給料賃金及び雇人費については、一人につき年額 130 万円以上払っている場合は被扶養者として認められません。

※同居の親族に対する給料賃金は必要経費として認められません。

◎収支内訳書から被扶養者の収入を計算する方法を図 3-1 で確認してみましょう

次項の図 3-1 の内、水色の経費は収入金額から控除することが出来る経費です。
オレンジ色の経費については、収入金額から控除することが出来ない経費です。

また、通常の収支内訳書には存在しませんが、図 3-1 にピンク色の枠で共済組合の被扶養者の収入を記載しています。

図 3-1 のように、所得税法上の所得金額が 1,100,000 円であるところが、被扶養者の収入として計算すると、1,120,000 円であったことが分かります。

このように、事業収入の額と被扶養者の認定基準額 130 万円と比較する際に、所得税法上の所得金額では認定基準額未満であっても、被扶養者の収入として計算した場合は、認定基準額以上である可能性もあります。

図 3-1

※この例の条件 ○農業収入 1,440,000 円 ○公的年金のない配偶者(認定基準額 130 万円)



令和 2 年分収支内訳書 (農業所)

住所	山口市大手町9番11号
フリガナ	ヤマギチ マサ
氏名	山口 扶養

令和 3 年 2 月 15 日提出

(自 1 月 1 日 至 12 月 31 日)

科目		金額 (円)	科目		金額 (円)
収入金額	販売金額	1,650,000	経費	修繕費	30,000
	家事消費金額 事業消費	150,000		動力光熱費	150,000
	雑収入	0		作業用衣料費	10,000
	小計	1,800,000		農業共済掛金	10,000
	農産物の期首 棚卸高	0		荷造運賃手数料	0
	期末	0		土地改良費	10,000
計	1,800,000	共販諸掛			
経費	雇人費	0		ライスセンター使用料	10,000
	小作料・賃借料	0		水利費	0
	減価償却費	0		雑費	
	貸倒金	0			農産物以外の期首 棚卸高
	利子割引料	0		期末	0
	租税公課	10,000		経費から差し引く果樹 牛馬等の育成費	0
			小計	700,000	
	種苗費	150,000	経費計	700,000	
	素蓄費	0	専従者控除前の所得金額	1,100,000	
	肥料費	150,000	専従者控除	0	
	飼料費	0	所得金額	1,100,000	
	農具費	20,000	所得金額のうち、牛肉用について 特例の適用を受ける金額	0	
	農薬衛生費	100,000			
諸材料費	50,000				

被扶養者の収入	1,120,000
---------	-----------

◎図 3-1 と同じ所得金額で被扶養者の収入が認定基準額の 130 万円以上となるケースを図 3-2 で確認してみましょう。

所得金額は図 3-1 の 1,100,000 円と同額ですが、被扶養者の収入が 1,320,000 円と増額していることが分かります。

経費の内、肥料費、農薬衛生費及び動力光熱費の額が減少し、農産物以外の棚卸高の額が上昇したことが原因となっています。

このため、認定基準額の 130 万円以上となりましたので、被扶養者として認定されません。

認定基準額以上となった場合は、本記事「4 被扶養者の収入（事業収入等）が認定基準額以上になった場合」の取扱いとなりますので、併せてご覧ください。

農業収入のある被扶養者の方については、「扶養認定上、必要と認められる経費」及び「農業収入の場合、特に認められる経費」をご確認くださいますようお願いいたします。

図 3-2

※図 3-1 と同じ条件



令和 2 年分収支内訳書（農業所得）

住所	山口市大手町9番11号	
フリガナ	ヤマカチ マサ	
氏名	山口 扶養	印

令和 2 年 2 月 15 日提出

		(自 1 月 1 日 至 12 月 31 日)			
科目		金額 (円)	科目	金額 (円)	
収入金額	販売金額	1,650,000	経費	修繕費	30,000
	家事消費金額	150,000		動力光熱費	50,000
	事業消費			作業用衣料費	10,000
	雑収入	0		農業共済掛金	10,000
	小計	1,800,000		荷造運賃手数料	0
	農産物の期首	0		土地改良費	10,000
	棚卸高	0		共販諸掛	
計	1,800,000	その他の経費		ライセンス使用料	10,000
経費	雇人費	0		水利費	0
	小作料・賃借料	0		雑費	0
	減価償却費	0		農産物以外の期首	300,000
	貸倒金	0		棚卸高	100,000
	利子割引料	0		経費から差し引く果樹 牛馬等の育成費	0
	租税公課	10,000		小計	700,000
	種苗費	150,000	経費計	700,000	
	素蓄費	0	専従者控除前の所得金額	1,100,000	
	肥料費	100,000	専従者控除	0	
	飼料費	0	所得金額	1,100,000	
	農具費	20,000	所得金額のうち、牛肉用について 特例の適用を受ける金額	0	
	農薬費	50,000			
	衛生費	50,000			
	諸材料費	50,000			

確定申告の日から資格取消 →

被扶養者の収入

1,320,000